

北上地区消防組合情報管理運用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

八重樫 浩 文

北上地区消防組合規則第3号

北上地区消防組合情報管理運用規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合情報管理運用規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合情報管理運用規則（平成26年北上地区消防組合規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p><u>第3章 個人情報等の取扱い（第11条－第18条）</u></p> <p><u>第4章 情報セキュリティ対策（第19条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第20条）</u></p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>（1）～（13） [略]</p> <p>（職員の責務）</p> <p>第4条 職員は、<u>組合</u>の保有する情報を取り扱うときは、条例、規則、法令等を遵守しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p><u>第3章 行政文書及び情報公開の取扱い（第11条－第14条）</u></p> <p><u>第4章 個人情報等の取扱い（第15条－第22条）</u></p> <p><u>第5章 情報セキュリティ対策の基本方針（第23条－第26条）</u></p> <p><u>第6章 情報対策の推進体制等（第27条・第28条）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第29条）</u></p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>（1）～（13） [略]</p> <p><u>（14）情報セキュリティポリシー この規則に定める情報セキュリティ対策基本方針及びこの規則に基づき定めるセキュリティ対策基準をいう。</u></p> <p>（職員の責務）</p> <p>第4条 職員は、<u>北上地区消防組合（以下「組合」という。）</u>の保有する情報を取り扱うときは、条例、規則、法令等を遵守しなければならない。</p>

2～4 [略]

(最高情報統括責任者)

第5条 この規則に基づき、組合が保有する情報の管理及び運用並びに情報セキュリティ対策（情報セキュリティに必要な措置を講じることをいう。以下同じ。）の統括を行わせるため、最高情報統括責任者を置き、副管理者をもって充てる。

2 [略]

3 最高情報統括責任者の指示により、行政文書及び情報システムの管理及び運用並びに情報セキュリティ対策の実施に関し必要な事務を行わせるため、情報統括責任者を置き、総務課長をもって充てる。

4 各実施機関の保有する情報を総合的に管理するとともに、部局（実施機関の事務局、出納室及び消防本部をいう。以下同じ。）内の情報システム等の管理及び運用並びに情報セキュリティ対策を統括されるため、情報管理運用責任者を置き、部局等の長（実施機関の事務局長、会計管理者及び消防本部消防長をいう。）をもってそれぞれ充てる。

5 情報管理運用責任者の指示により、課等（実施機関の事務局、出納室、消防本部の課及び消防署をいう。以下同じ。）が保有する情報を総合的に管理するとともに、課等の情報システム等の管理及び運用並びに情報セキュリティ対策を統括させるため、情報管理者を置き、課等の長（事

2～4 [略]

(最高情報統括責任者)

第5条 この規則に基づき、組合が保有する情報の管理運用及び情報セキュリティ対策（情報セキュリティに必要な措置を講じることをいう。以下同じ。）の統括を行わせるため、最高情報統括責任者を置き、副管理者をもって充てる。

2 [略]

3 最高情報統括責任者の指示により、行政文書の管理運用、情報システムの管理運用及び情報セキュリティ対策の実施に関し必要な事務を行わせるため、情報統括責任者を置き、消防本部総務課長をもって充てる。

4 各実施機関の保有する情報を総合的に管理するとともに、部局（実施機関の事務局、出納室及び消防本部をいう。以下同じ。）内の情報システム等の管理運用及び情報セキュリティ対策を統括させるため、情報管理運用責任者を置き、部局等の長（実施機関の事務局長、会計管理者及び消防本部消防長をいう。）をもってそれぞれ充てる。

5 情報管理運用責任者の指示により、課等（実施機関の事務局、出納室、消防本部の課及び消防署をいう。以下同じ。）が保有する情報を総合的に管理するとともに、課等の情報システム等の管理運用及び情報セキュリティ対策を統括させるため、情報管理者を置き、課等の長（事務局次

務局次長、出納室主幹、議会事務局次長、監査委員事務局次長、消防本部の課長及び消防署長をいう。)をもってそれぞれ充てる。

(最高情報統括責任者の職務)

第6条 [略]

(1) [略]

(2) 行政文書及び情報システム管理及び運用並びに情報セキュリティ対策の総括を行うこと。

(3) その他組合の情報資産の管理及び運用方法の総括を行うこと。

(情報管理者の職務)

第10条 [略]

(1)・(2) [略]

長、出納室主幹、議会事務局次長、監査委員事務局次長、消防本部の課長及び消防署長をいう。)をもってそれぞれ充てる。

(最高情報統括責任者の職務)

第6条 [略]

(1) [略]

(2) 行政文書にかかる情報セキュリティ対策の総括を行うと。

(3) 情報システム管理運用にかかる情報セキュリティ対策の総括を行うこと。

(4) その他組合の情報資産の管理及び運用方法の総括を行うこと。

(情報管理者の職務)

第10条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) この規則の実施及び第26条第1項に規定する情報セキュリティ実施手順の適正な利用のための必要な措置に関すること。

第3章 行政文書及び情報公開の取扱い

(行政文書の取扱原則)

第11条 実施機関は、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、意思の決定又は事務及び事業の実績について、文書を作成して行わなければならない。ただし、意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合は、事後に

文書を作成するものとする。

2 実施機関は、所属する職員に対して、次の各号に掲げる事項に基づき行政文書を取り扱うことを指導しなければならない。

(1) 法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に定める文書事務に関する事項を遵守すること。

(2) 行政文書は、迅速かつ正確に処理すること。

(3) 行政文書を滅失又はき損することのないよう、丁寧に扱うこと。

(4) 実施機関に到達した文書について、事務の遅滞を生じさせないように、速やかに収受すること。

(5) わかりやすく親しみやすい行政文書を作成すること。

(6) 保有個人情報及び不開示情報が含まれている行政文書（個人情報ファイルを含む。）については、閲覧、複写、保管その他取扱いを厳重にすること。

（意思決定の方式）

第12条 実施機関は、行政文書を収受又は起案処理しなければならない。

2 実施機関の意思決定の方式は、決裁によるものとする。

（行政文書の管理に関する基準）

第13条 情報公開条例第20条に規定する行政文書の管理に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 行政文書を実施機関の事務又は事業の性質、内容等に
応じて系統的に分類して、適切に管理するものとする。

(2) 行政文書の保存期間の基準は、それぞれその作成又は取得の日（これらの日以後の特定の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると実施機関が認める場合にあつては、当該特定の日）から起算して、実施機関が定める行政文書保存期間区分基準表に定める保存期間とする。この場合において、個人情報及び不開示情報は、重要性、内容及び性質に応じて分類すること。

(3) 前号の保存期間の基準に従い、行政文書を、その保存期間が満了する日までの間、利用を認められた者が、適正かつ確実に利用できる状態で保存しなければならないものとする。この場合において、適正かつ確実に利用できないと認められるときは、当該行政文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の媒体の行政文書を作成できるものとする。

(4) 第2号の規定にかかわらず、同号に規定する保存期間の満了する日後においても、次に掲げる行政文書については、それぞれに定める期間が経過する日までの間、その保存期間を延長するものとする。この場合において、該当する行政文書が他にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、その保存期間を延長すること。

ア 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間

イ 現に係属している訴訟における手続上の行為をする

ために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間

ウ 現に係属している審査請求における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年間

エ 公開請求があったもの 情報公開条例第11条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

オ 開示、訂正又は利用停止請求があったもの 法第82条、第93条又は第101条の決定の日の翌日から起算して1年間

(5) 職務遂行上必要があると認めるときは、第2号の規定にかかわらず一定の期間を定めて、保存期間が満了した行政文書の保存期間を延長できるものとする。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とすること。

(6) 保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間をいう。次号において同じ。）が満了した行政文書の廃棄の手続について定めるものとする。この場合において、個人情報又は不開示情報が含まれている行政文書の廃棄の方法は、復元不可能な方法による情報の消去により行うこと。

(7) 行政文書の保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別な理由がある場合は、当該行政文書を廃棄できるものとする。この場合において、廃棄する行政文書

第3章 個人情報等の取扱い

(個人情報の収集)

第11条 [略]

(他の事務に係る個人情報の利用)

第12条 [略]

(外部への提供)

第13条 [略]

(個人情報の保護対策)

第14条 [略]

(事務処理の委託に係る義務)

第15条 [略]

(情報公開条例の不開示情報の取扱い)

第16条 実施機関は、不開示情報を取り扱うときは、第12条から前条までの規定による取扱いの例によらなければならない。

の名称、特別な理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成しなければならないこと。

(8) 保有する行政文書の管理に関する事務の指導及び監督を当該実施機関に所属する職員に行わせるものとする。

(法令の規定による特例)

第14条 法令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別な定めが設けられている場合にあつては、当該事項については、当該法令の定めるところによる。

第4章 個人情報等の取扱い

(個人情報の収集)

第15条 [略]

(他の事務に係る個人情報の利用)

第16条 [略]

(外部への提供)

第17条 [略]

(個人情報の保護対策)

第18条 [略]

(事務処理の委託に係る義務)

第19条 [略]

(情報公開条例の不開示情報の取扱い)

第20条 実施機関は、不開示情報を取り扱うときは、第17条から前条までの規定による取扱いの例によらなければならない。

(個人情報ファイル簿)

第17条 [略]

(議会の適用における読替え)

第18条 実施機関が議会の場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第9条第2号及び第3号	法	議会条例
第11条	[略]	
第13条第2項	[略]	
第15条第1項	[略]	
第15条第5項	[略]	
第17条第1項	[略]	

第4章 情報セキュリティ対策

(情報セキュリティ対策の実施)

第19条 実施機関は、情報資産を保護するため、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

2 実施機関は、情報セキュリティ対策を実施するための基本方針、具体的な遵守基準及び判断基準並びに情報セキュリティ対策に必要な措置の実施手順を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第21条 [略]

(議会の適用における読替え)

第22条 実施機関が議会の場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第9条第2号及び第3号	法	議会条例
第13条第4号	法第82条、第93条又は101条	議会条例第24条、第34条又は第41条
第15条	[略]	
第17条第2項	[略]	
第19条第1項	[略]	
第19条第5項	[略]	
第21条第1項	[略]	

第5章 情報セキュリティ対策の基本方針

(情報セキュリティ対策の対象)

第23条 組合が実施する情報セキュリティ対策は、情報資産に対する次に掲げる脅威を対象とする。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃及び部外者の侵入等の意図的な要因による

情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の搾取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用、設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定の誤り、メンテナンスの不備、内部及び外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模又は広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラ障害から波及する脅威等

(情報セキュリティ対策)

第24条 実施機関の長は、前条に規定する脅威から情報資産を保護するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 情報セキュリティ対策の推進（情報の管理及び運用を含む。）のための組織の設置

(2) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類に基づく情報セキュリティ対策

(3) 業務の効率性及び利便性を踏まえた情報セキュリティの強化を目的とした情報システム全体の強靱性の向上の

ための対策

- (4) サーバ、通信回線及びパソコン等のハードウェアに対する物理的対策
- (5) 情報セキュリティポリシーの策定及び職員に対する教育、啓発等の人的対策
- (6) コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策
- (7) 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等に関する対策及び情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に対応するための緊急時対応計画の策定
- (8) 業務委託を行う場合の委託事業者におけるセキュリティ対策の確保の確認及び契約に基づく必要な措置、外部サービスを利用する場合における利用規定の整備並びにソーシャルメディアサービスを利用する場合における運用手順の策定、発信できる情報の規定及び責任者の指名
- (9) 定期的又は必要に応じた情報セキュリティ監査及び自己点検の実施並びに当該実施に基づく情報セキュリティ向上のための対策
(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施等)

第25条 最高情報統括責任者は、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。この場合において、情報セキュリティに関する状況の変化に対応するた

め新たな対策が必要となったときは、情報セキュリティポリシーを見直すものとする。

(情報セキュリティ対策基準等の策定)

第26条 実施機関は、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な遵守基準及び判断基準を定める情報セキュリティ対策基準を策定し、併せて情報セキュリティ対策に必要な措置の実施手順（以下「情報セキュリティ実施手順」という。）を策定する。

2 情報セキュリティ実施手順は、非公開とする。

第6章 情報政策の推進体制等

(設置)

第27条 管理者は、情報政策を推進するため、北上地区消防組合情報戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部の設置に必要な事項は、管理者が別に定める。

(情報化施策の実施協議)

第28条 部局等の長は、その所掌する事務に関し、情報化施策を実施しようとするときは、最高情報統括責任者に協議するとともに、その実施について本部の審査を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、情報化施策が次の各号に該当する場合は、本部の審査を省略することができる。

(1) 法令等の改正に伴う既存情報システムの改修又は変更

(2) 情報セキュリティ対策の実施のための既存情報システムの改修又は変更

<p>第5章 雑則 (補則) 第20条 [略]</p>	<p>3 第1項に規定する情報化施策の実施の協議は、消防本部 総務課長が別に定める日までに行うものとする。 第7章 雑則 (補則) 第29条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。